

令和6年度全国労働衛生週間説明会 実施要綱説明資料

松山労働基準監督署 安全衛生課

目次

- ▶ 令和6年度全国労働衛生週間の概要
- ▶ 過重労働による健康障害防止
- ▶ 転倒災害防止
- ▶ 化学物質による健康障害防止
- ▶ 健康診断有所見率の現状と事後措置の着実な実施に関する案内

令和6年度全国労働衛生週間の概要

令和6年度全国労働衛生週間

準備期間：令和6年9月1日～9月30日

本週間：令和6年10月1日～10月7日

本年度のスローガン

推してます

みんな笑顔の 健康職場

令和6年度全国労働衛生週間

▶ 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

▶ 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、
港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

▶ 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全衛生関係団体、労働団体及び事業団体

▶ 実施者

各事業場の皆様

実施者として、 全国労働衛生週間中に行う事項

労働者と連携・協力し、下記事項の実施をお願いします！

- ▶ 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
- ▶ 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
- ▶ 労働衛生に関する優良職場、功労者等の表彰
- ▶ 有害物の漏えいによる事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実施訓練等の実施
- ▶ 労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施

実施者として、 全国労働衛生週間準備期間中に行う事項①

重点事項に関する、労働衛生活動の総点検をお願いします！

- ▶ 過重労働による健康障害防止のための総合政策に関する事項
- ▶ 「労働者の心の健康の保持増進のための指針」等に基づくメンタルヘルス対策の推進に関する事項
- ▶ 転倒・腰痛災害の予防に関する事項
- ▶ 化学物質による健康障害防止対策に関する事項
- ▶ 石綿による健康障害防止対策に関する事項
- ▶ 「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」に基づく受動喫煙防止対策に関する事項

実施者として、 全国労働衛生週間準備期間中に行う事項②

重点事項に関する、労働衛生活動の総点検をお願いします！

- ▶ 「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に基づく治療と仕事の両立支援対策の推進に関する事項
- ▶ 「STOP!熱中症クールワークキャンペーン」に基づく熱中症予防対策の推進等に関する事項
- ▶ 「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく労働者の作業環境、健康確保等の推進に関する事項
- ▶ 小規模事業場における産業保健活動の充実に関する事項
- ▶ 女性の健康課題の理解促進に関する事項

過重労働による健康障害防止

～時間外・休日労働時間数の正しい把握方法～

適切な 時間外・休日労働時間の把握のために

▶ 適切な時間外・休日労働時間の把握ができていますか？

例えば...

- ・ 日々ごとに数え上げた残業時間をそのまま時間外・休日労働時間として把握している。
- ・ 給与計算ソフトにて算出された残業時間を、そのまま時間外・休日労働時間としている。



**こうした把握方法では、正確な時間外・休日労働時間の把握
ができていないかもしれません！**

労働安全衛生法における 時間外・休日労働時間の算定方法

1か月の総労働時間数 - (計算期間1か月間の総歴日数 ÷ 7日) × 40時間



(所定労働時間数 + 時間外労働時間数 + 休日労働時間数)により算定

「(計算期間1か月間の総歴日数 ÷ 7日) × 40時間」の具体的な数字は下記のとおり

- ・ 31日の月 . . . 177.1時間
- ・ 30日の月 . . . 171.4時間
- ・ 29日の月 . . . 165.7時間
- ・ 28日の月 . . . 160.0時間

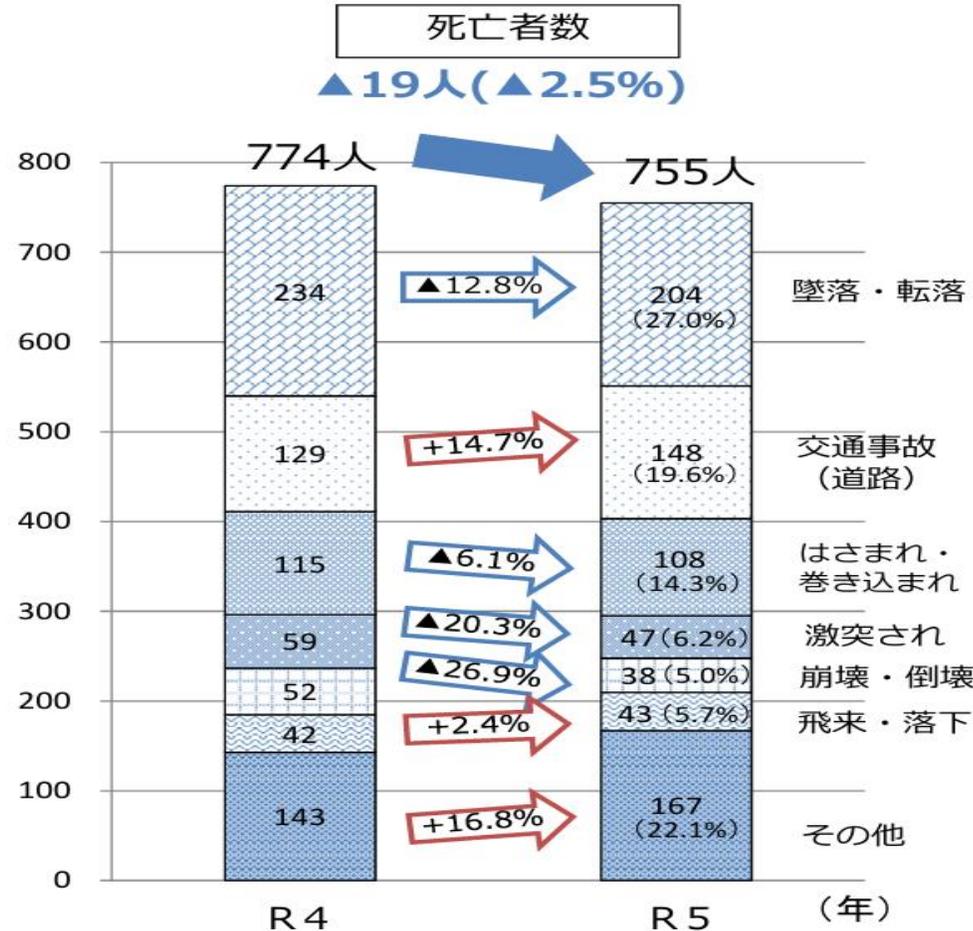
転倒災害防止

～転倒災害に関する現状と事業場でできる対策～

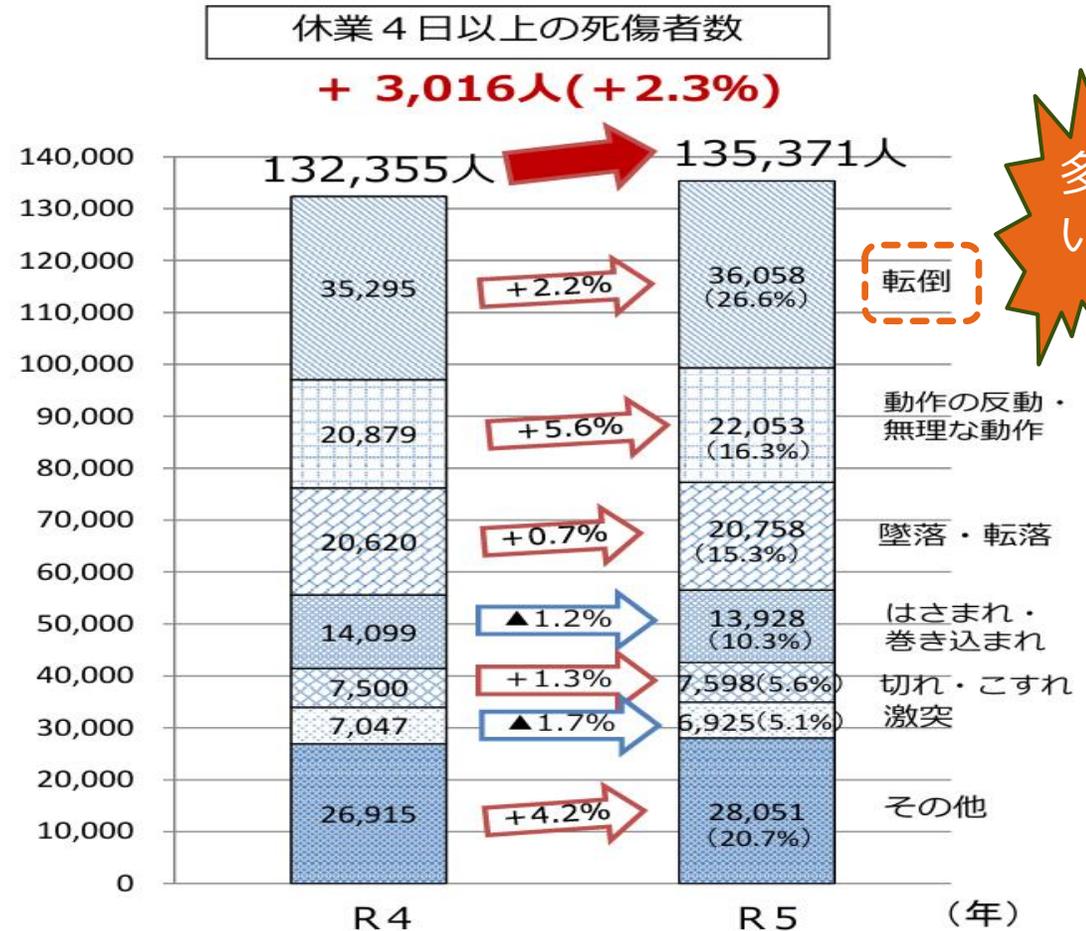
労働災害の発生状況① 『全国統計』

令和5年 事故の型別労働災害発生状況（確定値）

○ 令和5年1月1日から12月31日までに発生した労働災害について、令和6年4月8日までに報告があったものを集計したもの



出典：死亡災害報告



出典：労働者死傷病報告

※新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害を除いたもの。

労働災害の発生状況② 『全国統計』

表6 業種、事故の型別死傷災害発生状況（平成24年及び平成23年）

単位：人

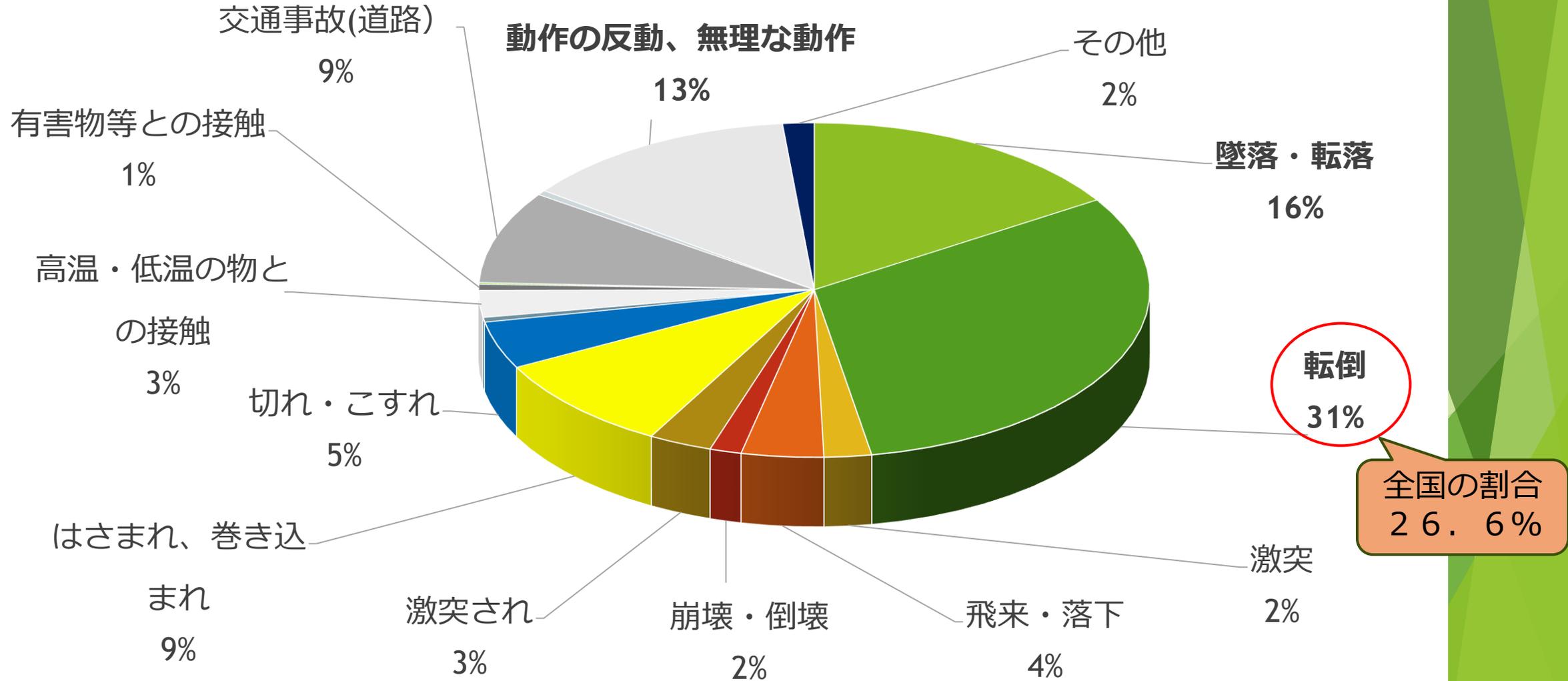
事故の型	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ巻き込まれ	切れ・こすれ	踏抜き	おぼれ	高温・低温物との接触	有害物との接触	感電	爆発	破裂	火災	交通事故（道路）	交通事故（その他）	動作の反動無理な動作	その他	分類不能	合計
全産業	20,275	25,974	5,499	7,192	2,388	5,141	15,802	9,258	282	34	2,678	482	108	107	60	73	8,352	96	14,191	1,269	315	119,576
	20,017	25,260	5,379	7,147	2,321	5,089	15,843	9,227	252	23	2,700	521	99	66	58	80	8,168	101	14,096	1,286	225	117,958

約10年での変化は？

(人)	合計	転倒	動作の反動等	墜落・転落
令和5年	135,371	36,058	22,053	20,758
平成24年	119,576	25,974	14,191	20,275
増減率 (R5/H24)	13.2%増	38.8%増	55.4%増	2.3%増

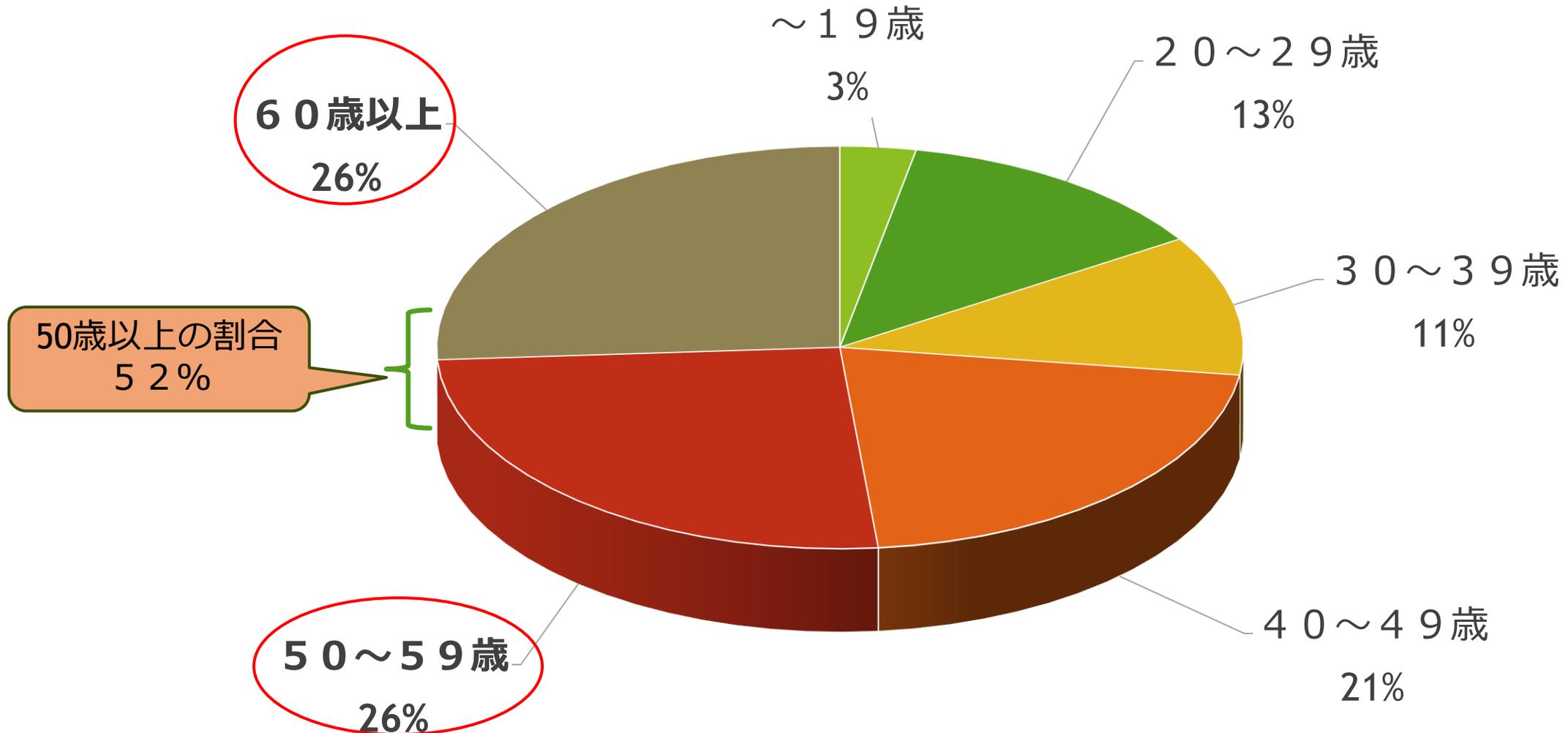
大幅増加

労働災害の発生状況③



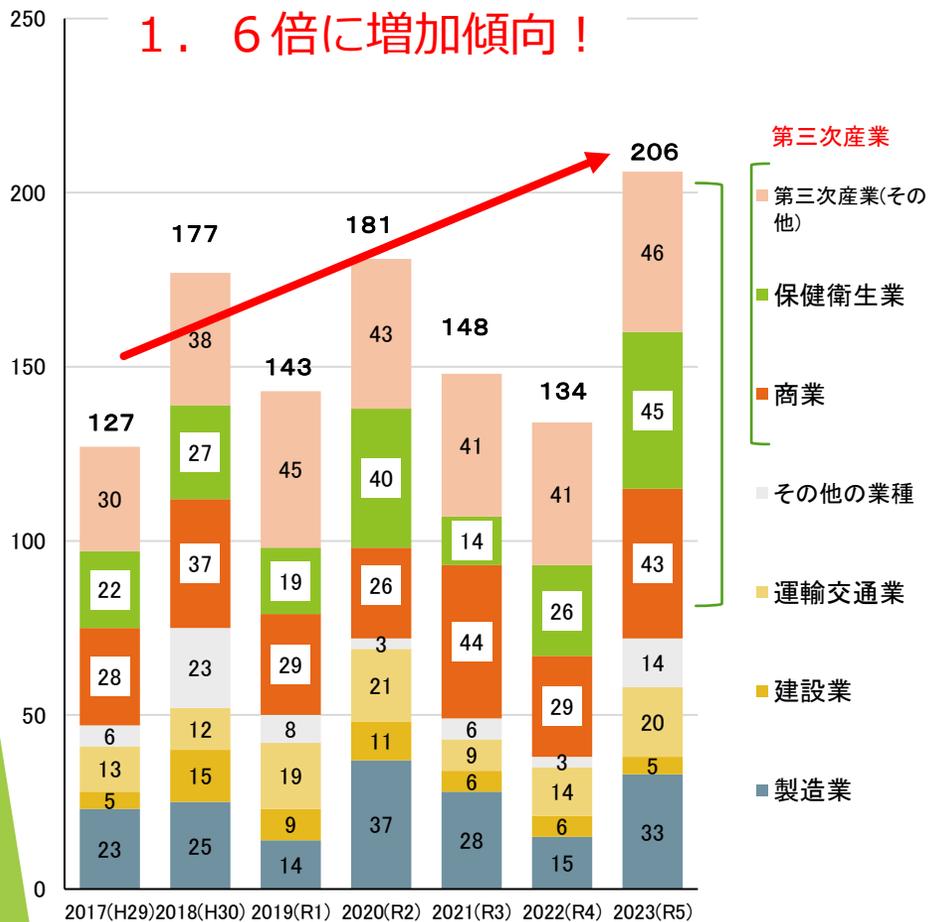
※松山監督署管内で発生した休業4日以上労働災害を分析 (新型コロナウイルス感染症数を除く)

労働災害の発生状況④

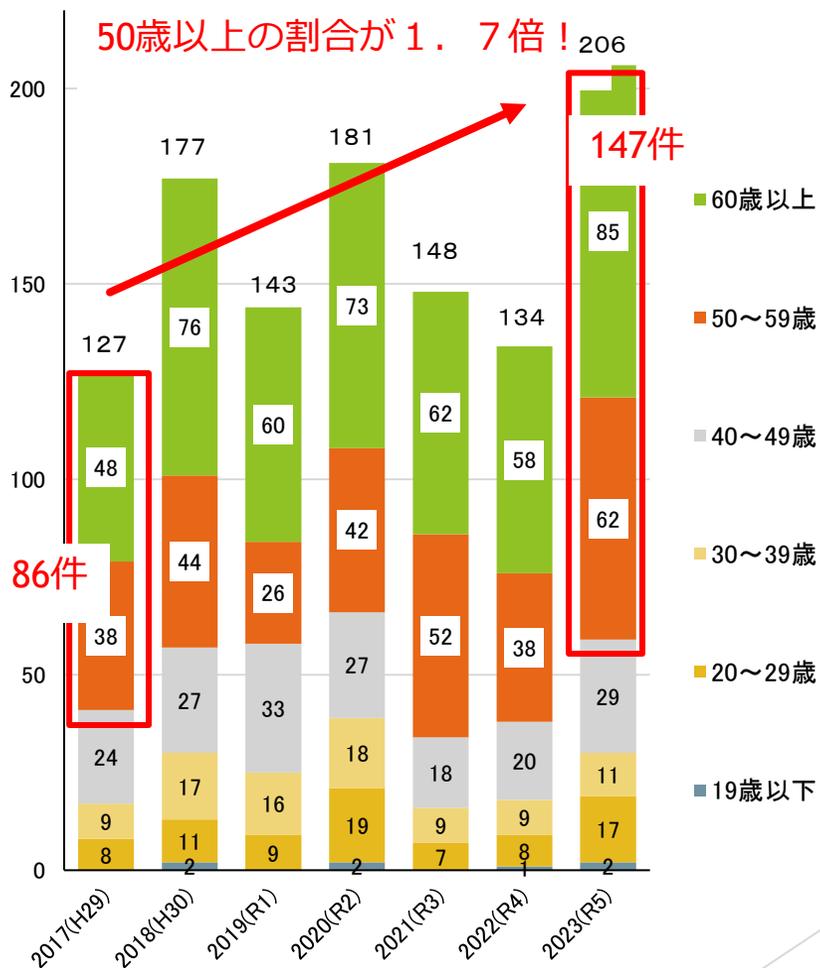


「転倒災害」発生状況(全産業 休業4日以上之死傷者数 松山署)

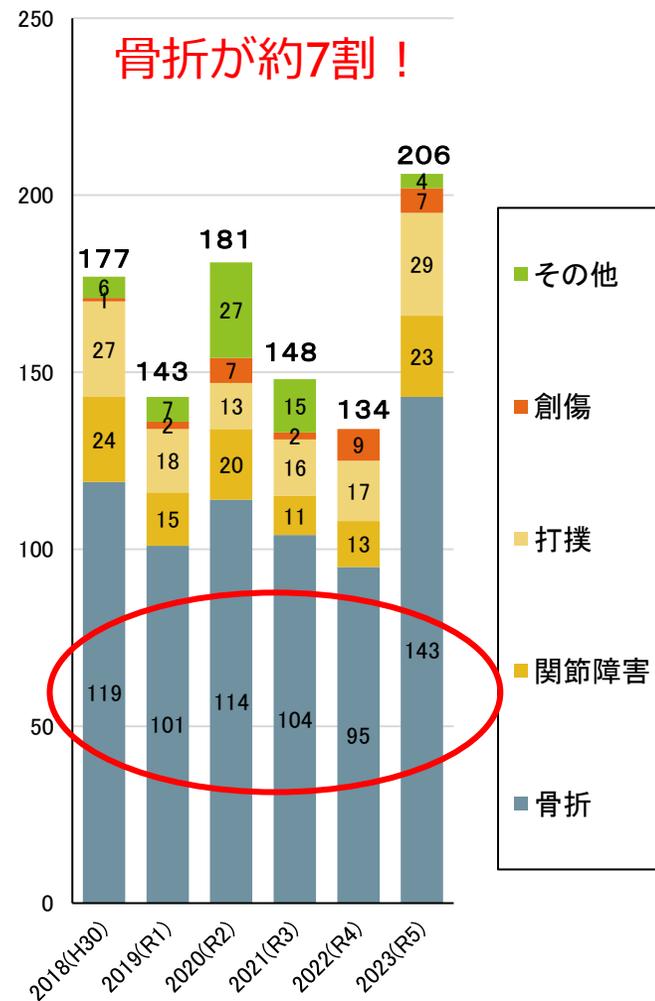
1. 主要業種別転倒災害発生状況の推移



2. 年齢階層別転倒災害発生状況の推移

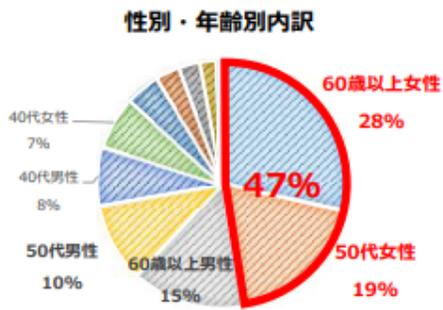


3. 傷病性質別転倒災害死傷者数の推移



転倒災害防止対策- 1

転倒災害の発生状況（休業4日以上、令和3年）



転倒による怪我の態様

・骨折（約70%）

- ・打撲
- ・眼球破裂
- ・外傷性気胸 など

転倒災害による平均休業日数（※労働者死傷病報告による休業見込日数）

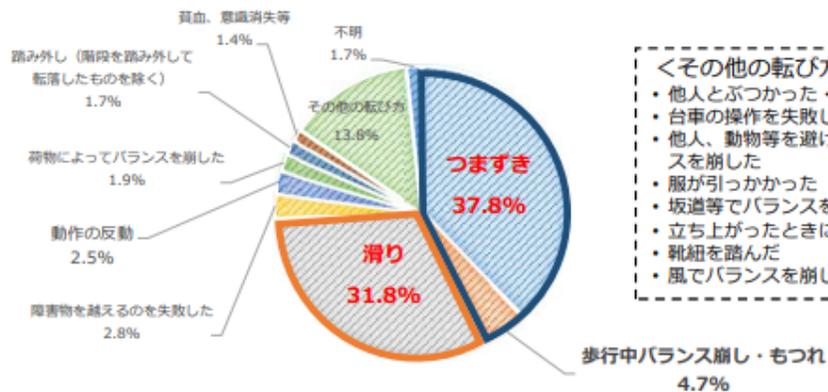
47日

転倒したのは・・・



転倒災害が起きているのは移動のときだけではありません

転倒時の類型



<その他の転び方>

- ・他人とぶつかった・ぶつかられた
- ・台車の操作を失敗した
- ・他人、動物等を避けようとしてバランスを崩した
- ・服が引っかかった
- ・坂道等でバランスを崩した
- ・立ち上がったときにバランスを崩した
- ・靴紐を踏んだ
- ・風でバランスを崩した

労働者の転倒災害（業務中の転倒による重傷）を防止しましょう

50歳以上を中心に、転倒による骨折等の労働災害が増加し続けています
事業者は労働者の転倒災害防止のための措置を講じなければなりません

「つまずき」等による転倒災害の原因と対策

- (なし) 何もないところでつまずいて転倒、足がもつれて転倒（27%）
➢転倒や怪我をしにくい身体づくりのための運動プログラム等の導入（★）
- 作業場・通路に放置された物につまずいて転倒（16%）
➢バックヤード等も含めた整理、整頓（物を置く場所の指定）の徹底
- 通路等の凹凸につまずいて転倒（10%）
➢敷地内（特に従業員用通路）の凹凸、陥没穴等（ごくわずかなものでも危険）を確認し、解消
- 作業場や通路以外の障害物（車止め等）につまずいて転倒（8%）
➢適切な通路の設定
➢敷地内駐車場の車止めの「見える化」
- 作業場や通路の設備、什器、家具に足を引っかけて転倒（8%）
➢設備、什器等の角の「見える化」
- 作業場や通路のコードなどにつまずいて転倒（7%）
※引き回した労働者が自らつまずくケースも多い
➢転倒原因とならないよう、電気コード等の引き回しのルールを設定し、労働者に遵守を徹底させる



「滑り」による転倒災害の原因と対策

- 凍結した通路等で滑って転倒（25%）
➢従業員用通路の除雪・融雪。凍結しやすい箇所には融雪マット等を設置する（★）
- 作業場や通路にこぼれていた水、洗剤、油等により滑って転倒（19%）
➢水、洗剤、油等がこぼれていることのない状態を維持する。
（清掃中エリアの立入禁止、清掃後乾いた状態を確認してから開放の徹底）
- 水場（食品加工場等）で滑って転倒（16%）
➢滑りにくい履き物の使用（労働安全衛生規則第558条）
➢防滑床材・防滑グレーチング等の導入、摩耗している場合は再施工（★）
➢隣接エリアまで濡れないよう処置
- 雨で濡れた通路等で滑って転倒（15%）
➢雨天時に滑りやすい敷地内の場所を確認し、防滑処置等の対策を行う



（★）については、高齢労働者の転倒災害防止のため、中小企業事業者は「エイジフレンドリー補助金」（補助率1/2、上限100万円）を利用できます
中小事業者は、無料で安全衛生の専門家のアドバイスが受けられます

転倒災害防止対策- 2

(高年齢労働者の安全と健康確保対策)

高年齢労働者の健康や体力の状況の把握

転倒等リスク評価セルフチェック票

体力チェックの一例 詳しい内容は→

I 身体機能計測結果

① 2ステップテスト (歩行能力・筋力)
あなたの結果は cm / cm (身長) =

下の評価表に当てはめると → 評価

評価値	1	2	3	4	5
結果 / 身長	~1.24	1.25 ~1.30	1.31 ~1.46	1.47 ~1.66	~1.66

② 座位ステップテスト (敏捷性)
あなたの結果は 回 / 20秒

下の評価表に当てはめると → 評価

評価値	1	2	3	4	5
(回)	~24	25 ~28	29 ~43	44 ~47	48 ~

③ ファンクショナルリーチ (動的バランス)
あなたの結果は cm

下の評価表に当てはめると → 評価

評価値	1	2	3	4	5
(cm)	~19	20 ~29	30 ~35	36 ~39	40 ~

④ 開眼片足立ち (静的バランス)
あなたの結果は 秒

下の評価表に当てはめると → 評価

評価値	1	2	3	4	5
(秒)	~7	7.1 ~17	17.1 ~55	55.1 ~90	90.1 ~

⑤ 開眼片足立ち (動的バランス)
あなたの結果は 秒

下の評価表に当てはめると → 評価

評価値	1	2	3	4	5
(秒)	~15	15.1 ~30	30.1 ~84	84.1 ~120	120.1 ~

II 質問票 (身体的特性)

質問内容	あなたの回答NO	色別	評価	評価
1. 人ごみ中、正面から来る人へのすべり、よけて歩けますか				① 歩行能力・筋力
2. 両手に比べて片方に負担感がありますか				② 敏捷性
3. 突発的な事柄に対する反応は遅いと感じますか			下記の評価値に該当します	③ 動的バランス
4. 歩行中、小さい程度に足がつかえたり、すべりを感じることはありませんか				④ 静的バランス
5. 片足で立ち、片足を下げた時に足が揺れますか				⑤ 静的バランス
6. 一歩前に出した足の上を、膝や足で行き交す歩きの時も歩幅の速さに合わせて歩きますか			下記の評価値に該当します	⑥ 動的バランス (敏捷)
7. 靴を履いて歩くと足がつかえたり、足が揺れますか				⑦ 静的バランス
8. 電線に乗って、つま先に立ちあがることができませんか			下記の評価値に該当します	⑧ 静的バランス
9. 靴を履いて歩くと足がつかえたり、足が揺れますか				⑨ 静的バランス

↑ ↓ ↑

合計点数	評価値
2~3	1
4~5	2
6~7	3
8~9	4
10	5

III レーダーチャート

評価結果を転記し、線で結びます
(Iの身体機能計測結果を数字、IIの質問票(身体的特性)は赤字で記入)

身体機能計測の評価数字を IIIのレーダーチャートに赤字で記入

転倒・腰痛防止視聴覚教材
～転倒・腰痛予防！「いきいき健康体操」～(動画)

他



健康や体力の状況に関する情報の取扱い

健康情報等を取り扱う際には、「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」を踏まえた対応が必要です。

また、労働者の体力の状況の把握に当たっては、個々の労働者に対する不利益な取扱いを防ぐため、労働者自身の同意の取得方法や情報の取扱い方法等の事業場内手続について安全衛生委員会等の場を活用して定める必要があります。

化学物質による健康障害防止

～法改正事項の紹介について～

有害物の有害性に関する揭示内容の見直し 及び 揭示義務の対象物質の拡大

【変更の主なポイント】

- ①特定化学物質の有害性等の揭示について、従来、揭示対象物質は、がん原性物質またはその疑いのある「特別管理物質」のみでしたが、全ての特定化学物質に対象が拡大されました。
- ②有機溶剤中毒予防規則第24条に基づく揭示の内容が変更となり、揭示方法も最新のデジタル技術等を活用するため、揭示の方法を限定しないこととし、揭示方法を示していた「厚生労働大臣が定める規定」が廃止（令和5年3月31日）されました。

【②に関連して】

- ・有機溶剤中毒予防規則、特定化学物質障害予防規則、石綿障害予防規則に加えて、労働安全衛生規則（ダイキン関係）、鉛中毒予防規則、四アルキ鉛予防規則、粉じん障害予防規則においても同様の規定を設けたこと

有害物の有害性に関する掲示内容の見直し 及び 掲示義務の対象物質の拡大

【先述の②を具体的に示すと】

- ・有機溶剤中毒予防規則、特定化学物質障害予防規則、石綿障害予防規則において、特定の有害物を取り扱う場所における有害物等の周知をするために掲示すべき事項について
 - (1) 掲示すべき事項のうち「**特定の有害物の人体に及ぼす作用**」
→ **「特定の有害物により生じるおそれのある疾病の種類及びその症状」**
に改めたこと
 - (2) **「有効な保護具を使用しなければならない旨及び使用すべき保護具」**
を掲示すべき事項に追加したこと

◆関連通達◆ ※厚生労働省HPへリンク



令和4年4月15日
基発0415第1号



令和5年3月29日
基発0329第32号



令和5年4月21日
基発0421第1号

有害物の有害性に関する掲示内容の見直し 及び 掲示義務の対象物質の拡大

【1】有機溶剤業務を行う屋内作業場の掲示内容 （令和5年4月21日施行）

- ①有機溶剤により生ずるおそれのある疾病の種類及びその症状
- ②有機溶剤等の取扱い上の注意事項
- ③有機溶剤による中毒が発生した時の応急措置
- ④有効な保護具を使用しなければならない旨及び使用すべき保護具（保護具の使用義務作業場所）

【2】特定化学物質の掲示内容 （令和5年10月1日施行）

- ①特定化学物質の名称
- ②特定化学物質により生ずるおそれのある疾病の種類及びその症状
- ③特定化学物質の取扱い上の注意事項
- ④使用すべき保護具（特別管理物質製造取扱い作業場所）
- ⑤有効な保護具を使用しなければならない旨及び使用すべき保護具（保護具の使用義務作業場所）

有害物の有害性に関する揭示内容の見直し 及び 揭示義務の対象物質の拡大

例えば

有機溶剤中毒予防規則第24条に基づく従来の揭示方法

- 有機溶剤等使用の注意事項
- 一 有機溶剤の人体に及ぼす作用
主な症状
 - (1) 頭痛
 - (2) けん怠感
 - (3) めまい
 - (4) 貧血
 - (5) 肝臓障害
 - 二 有機溶剤等の取扱い上の注意事項
 - (1) 有機溶剤を入れた容器で使用
中
でないものには、必ず、ふたを
すること
 - (2) 当日の作業に直接必要のある量
以外の有機溶剤等作業場内へ
持ち込まないこと
 - (3) できるだけ風上で作業を行い、
有機溶剤の蒸気の吸入をさける
こと
 - (4) できるだけ有機溶剤等を皮膚に
ふれないようにすること
 - 三 有機溶剤による中毒が発生したときの
応急処置
 - (1) 中毒にかかった者を直ちに通風
のよい場所に移し、速やかに
衛生管理者その他の衛生管理を
担当する者に連絡すること
 - (2) 中毒にかかった者を横向きに
寝かせ、できるだけ気道を確保
した状態で身体の保温に努める
こと
 - (3) 中毒にかかった者が意識を
失っている場合は、消防機関へ
の通報を行うこと
 - (4) 中毒にかかった者の呼吸が
止まった場合や正常でない場合
は、速やかに仰向きにして
心肺蘇生を行うこと

従来の揭示を用いて、改正後の揭示に替えることも可能ですが、この揭示のみでは、内容が不足（疾病の種類、使用すべき保護具）するため、不足する内容を別途追加する必要があります。

「特定の有害物により生じるおそれのある疾病の種類及びその症状」の具体的な掲示内容

「特定の有害物により生じるおそれのある疾病の種類及びその症状」の記載については、**次に掲げる①～④の方法のうち、取り扱う物質に応じてふさわしい方法を選択**してください（①の記載方法が可能であれば、当該方法によることが望ましい）。

- ① 「労働基準法施行規則別表第1の2」に記載された疾病を記載する方法
（例）ジクロロメタンを取り扱う場合、同別表第7号の14の「ジクロロメタンにさらされる業務による胆管がん」から「胆管がん」と記載
- ② 「労働基準法施行規則別表第1の2第4号の規定に基づく厚生労働大臣が指定する単体たる化学物質及び化合物（合金を含む。）並びに厚生労働大臣が定める疾病」（疾病告示）の同告示の表中欄に掲げる化学物質に応じ、それぞれ同表の下欄に定める症状又は障害のうち、同欄に定める臓器の障害を、疾病の種類として記載する方法
（例）塩酸（塩化水素を含む。）を取り扱う場合、「皮膚障害、前眼部障害、気道・肺障害又は歯牙酸蝕」と記載

「特定の有害物により生じるおそれのある疾病の種類及びその症状」の具体的な揭示内容

- ③ 国が行うGHS化学品分類のうち、「特定標的臓器毒性（単回ばく露）」及び「特定標的臓器毒性（反復ばく露）」における標的臓器における障害を疾病の種類として記載する方法

（例）事業場においてオルト-トルイジンを製造し、又は取り扱う場合は、オルト-トルイジンの「特定標的臓器毒性（単回ばく露）」の分類結果は「区分1（中枢神経系、血液系、膀胱）、区分3（麻酔作用）」、「特定標的臓器毒性（反復ばく露）」の分類結果は「区分1（血液系、膀胱）」であることから、「中枢神経系障害、血液系障害、泌尿器系障害」と記載と記載

「特定の有害物により生じるおそれのある疾病の種類及びその症状」の具体的な掲示内容

- ④ ①から③までの方法で疾病の種類を特定できない場合であって、特別規則で定める特殊健康診断の対象物質又は、特定化学物質の第三類物質等の特殊健康診断が義務付けられていない物質を製造し、又は取り扱うときは、当該物質による中毒（症）を疾病の種類として記載する方法
（例）事業場において硫化ジエチルを製造し、又は取り扱う場合は、「硫化ジエチル中毒（症）」と記載と記載

【掲示内容】 ※参考

「おそれのある疾病の種類」及び「疾病の症状」の記載例については、独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所化学物質情報管理研究センターのホームページに物質別に掲載されてていますので、参考にしてください。



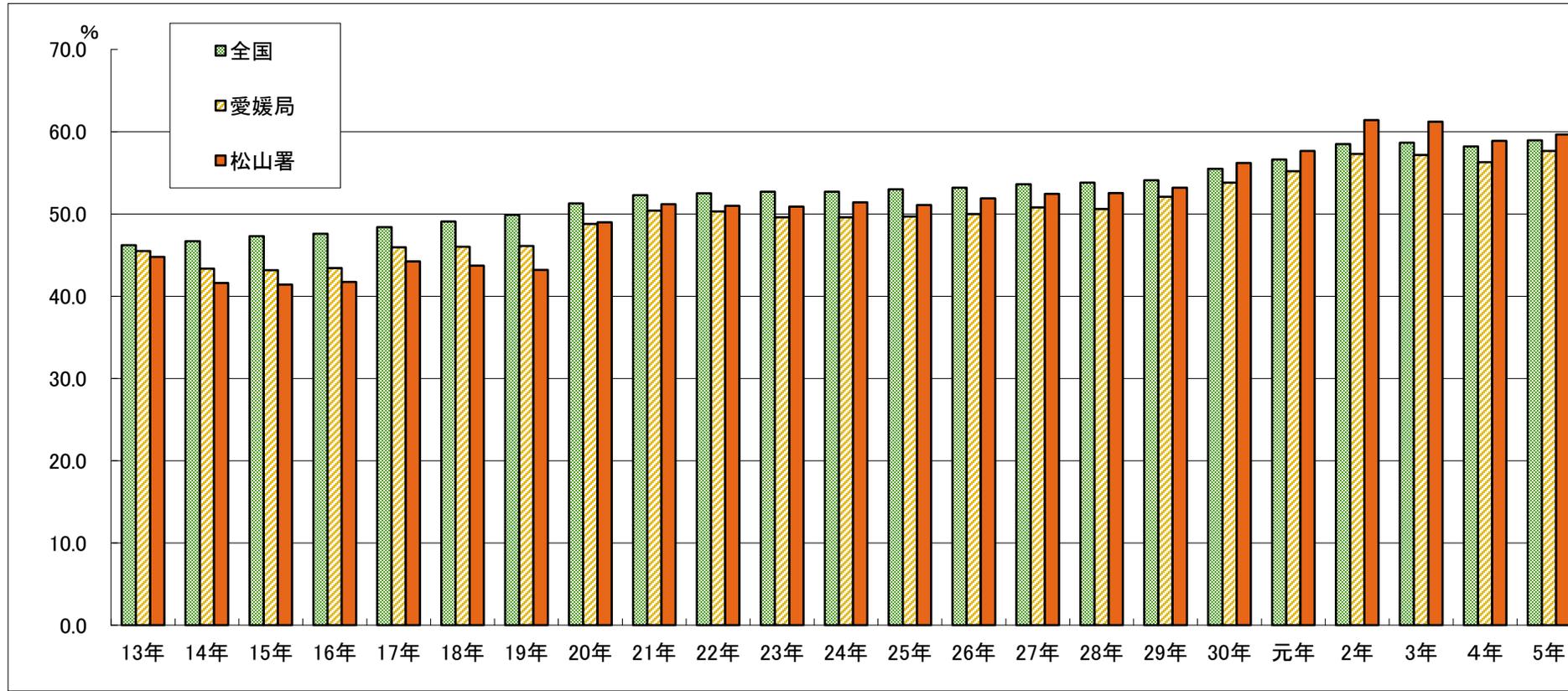
「有効な保護具を使用しなければならない旨及び使用すべき保護具」の具体的な掲示内容

「使用すべき保護具」等については、譲渡・提供者から通知を受けた「貯蔵又は取扱い上の注意」のうち取扱い上の注意に該当する内容又はSDS（JIS Z 7253）における「項目8 ばく露防止及び保護措置」の内容を参考にしつつ、当該作業場におけるリスクアセスメントの結果に基づく措置として使用すべき具体的な保護具等の種類を記載する。

使用すべき旨が規定されている保護具が呼吸用保護具の場合は、防毒用又は防じん用の別を記載し、この別が防毒用のときは吸収缶の種類、防じん用のときは性能区分も記載することが望ましい。使用すべき旨が規定されている保護具が防護手袋の場合は、その種類についても記載することが望ましい。

健康診断有所見率の現状と事後措置 の着実な実施に関する案内

定期健康診断に関する有所見率の比較※

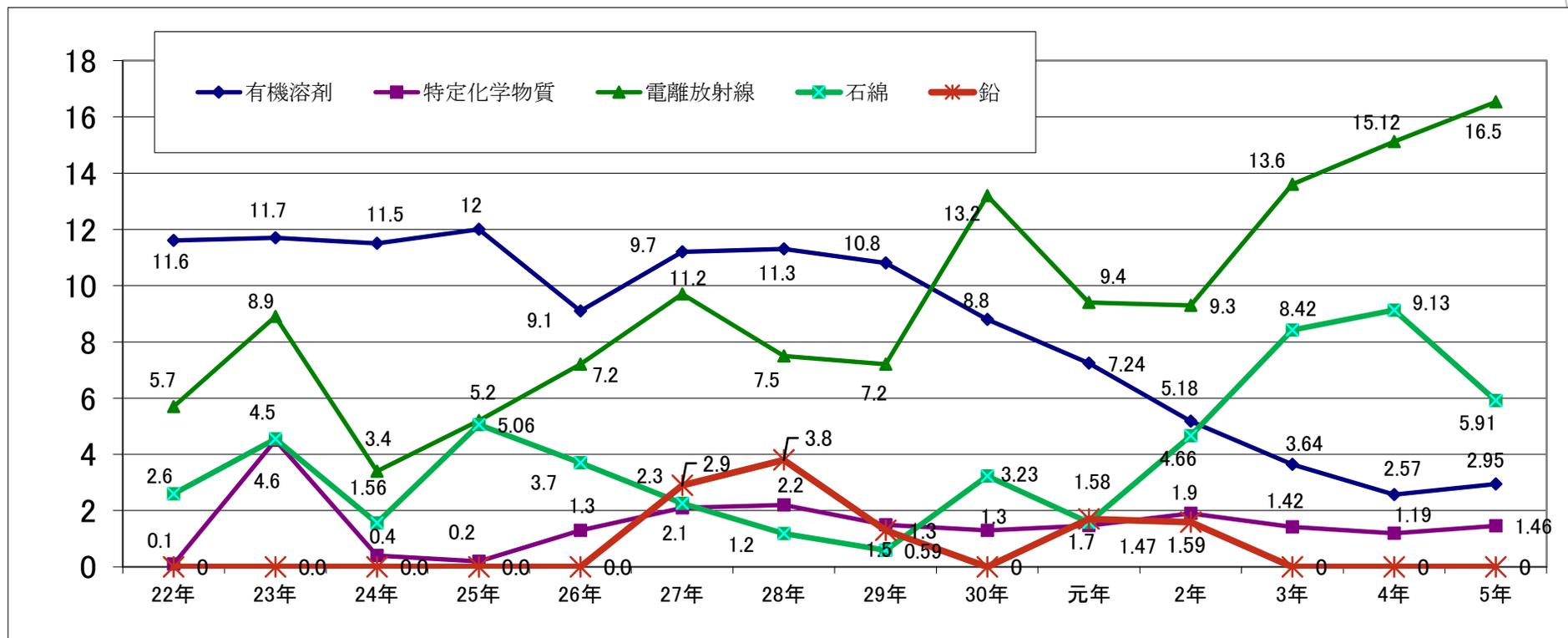


区分\年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年	5年
全国	46.2	46.7	47.3	47.6	48.4	49.1	49.9	51.3	52.3	52.5	52.7	52.7	53	53.2	53.6	53.8	54.1	55.5	56.6	58.5	58.7	58.2	58.9
愛媛局	45.5	43.4	43.2	43.4	45.9	46.0	46.1	48.8	50.4	50.3	49.6	49.6	49.7	50	50.8	50.6	52.1	53.8	55.2	57.3	57.2	56.3	57.7
松山署	44.8	41.6	41.4	41.7	44.2	43.7	43.2	49.0	51.2	51.0	50.9	51.4	51.1	51.9	52.4	52.6	53.2	56.2	57.7	61.4	61.2	58.9	59.7

※定期健康診断結果報告（労働者50人以上の規模の事業場に適用）に基づく値。

※有所見率とは健康診断項目のいずれかが有所見であった者（他覚所見のみを除く）の人数を受診者数で割った値。

特殊健康診断に関する有所見率の推移※（松山署管内）



種別\年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年	5年
有機溶剤	11.6	11.7	11.5	12	9.1	11.2	11.3	10.8	8.8	7.24	5.18	3.64	2.57	2.95
特定化学物質	0.1	4.6	0.4	0.2	1.3	2.1	2.2	1.5	1.3	1.47	1.9	1.42	1.19	1.46
電離放射線	5.7	8.9	3.4	5.2	7.2	9.7	7.5	7.2	13.2	9.4	9.3	13.6	15.12	16.5
石綿	2.6	4.6	1.56	5.06	3.7	2.3	1.2	0.59	3.23	1.58	4.66	8.42	9.13	5.91
鉛	0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.9	3.8	1.3	0	1.7	1.59	0	0	0

※単位は%

特殊健康診断実施後も、 有所見者に対する医師の意見聴取が 必要です！

労働安全衛生法に基づく 健康診断実施後の措置について



健診年月日	○年 ○月○日
医師の診断	要観察
健康診断を実施した医師の氏名◎	○○ ○○
医師の意見	職業制限 時間外労働の制限
意見を述べた医師の氏名◎	○○ ○○

健康診断実施後の措置

働く方が職業生活の全期間を通して健康で働くことができるようにするためには、事業者が働く方の健康状態を的確に把握し、その結果に基づき、医学的知見を踏まえて、働く方の健康管理を適切に講ずることが不可欠です。

そのため、事業者は、健康診断の結果、異常の所見があると診断された労働者について、当該労働者の健康を保持するために必要な措置について医師等の意見を聴取し、必要があると認めるときは当該労働者の実情を考慮して、

- ① 就業場所の変更
- ② 作業の転換
- ③ 労働時間の短縮
- ④ 深夜業の回数の減少等の措置を講ずる等、適切な措置を講じなければなりません。

特殊健康診断(高気圧、放射線、有機溶剤、特定化学物質、石綿、鉛、四アルキル業務に関する健康診断)の実施後についても、医師から有所見者の健康を保持するために必要な措置について、意見を聴取する必要があります。

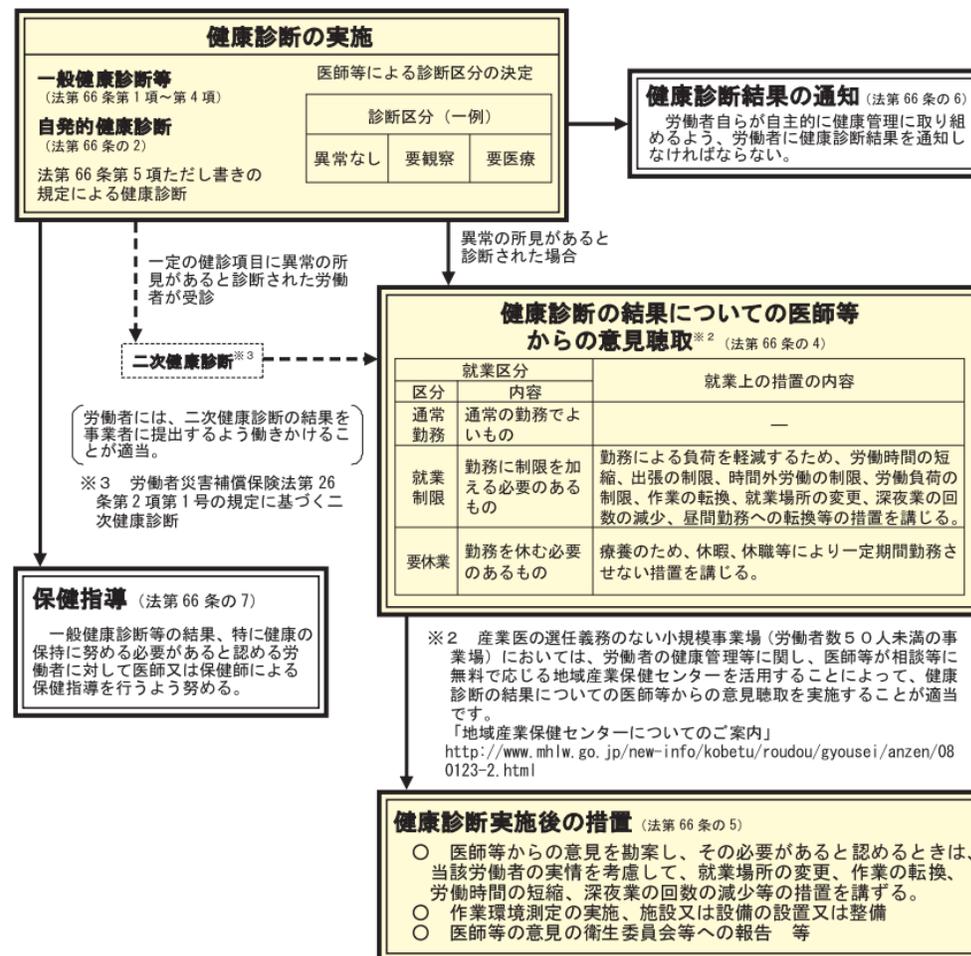
健康診断の種類

(法：労働安全衛生法)

一般健康診断（定期健康診断、特定業務従事者の健康診断※1等）	法第66条第1項
特殊健康診断（有機溶剤健康診断等）	法第66条第2項
歯科医師による健康診断	法第66条第3項
自発的健康診断	法第66条の2
その他の健康診断	法第66条第4項、第5項ただし書き

※1 労働安全衛生規則第13条第1項第2号に掲げる業務に従事する労働者に対する健康診断

健康診断の実施とその後の手順等



本日の説明事項は以上です。

ご清聴ありがとうございました。